

議案第 1 号 都市行財政制度の改善について

(近畿)

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 7 次一括法) が成立し、基礎自治体への権限移譲がさらに進み、今後も「提案募集方式」の導入による地方の発意に根ざした改革が進められるが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 地方版総合戦略を着実に実行するため次の措置を講ずること。
 - (1) まち・ひと・しごと創生事業費については、各自治体が地域の実情に応じたきめ細かな施策を進めることができるよう拡充を図ること。
 - (2) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金については、採択基準の明確化を図るとともに、基金への積立、年度間の流用、施設整備事業に係る要件緩和、債務負担行為を設定した事業を対象とするなど、現行制度運用の更なる制約の撤廃・緩和を図り、自治体の実情に応じた自由度が高く使いやすい制度とするとともに、地方の創意工夫・意見が十分に発揮でき、反映されるよう必要かつ安定的な財源を確保し、財政的支援制度の拡充を図ること。また、地方創生拠点整備交付金の交付期間の延長及び交付率の拡充を図ること。
 - (3) 昨年度、国において施行された空き家を有効活用するための制度については、子育て世帯等に対象者を限定することなく、幅広く活用できる制度となるよう拡充すること。
 - (4) U I J ターンによる就業を促進するため、都市部における企業の合同説明会・合同面接会に対する支援を行うこと。また、地方拠点強化税制の期限の撤廃及び拡充を図るなど、雇用の場自体の創出についても促進すること。
3. 地方の一般財源総額の確保に基づき、地方財政の運営上支障が生じないように行われている補填措置については平成 31 年度以降も継続するとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講ずること。
 - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方財源の充実確保を図るため、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に国から地方への更なる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。
 - (2) 地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費などの財政需要を的確に反映させるなど、地方財政計画の適正化を図った上で、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、臨時財政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
 - (3) 基準財政需要額の算定方法については、都市の実態を的確に反映するとともに、地方交付税の算定過程を明確にすること。また、引き続き基金残高の増加を理由とする地方交付税の削減を行わないこと。
 - (4) 普通交付税の基準財政需要額における消防費の個別算定経費については、密度補正係数及び態容補正係数を実態に合致する数値に改めるとともに、非常備消防における消防団員実数を用いた補正係数の新設及び消防団員出勤手当の基礎金額の増額を行うこと。
4. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の対象範囲の拡大や、公債費負担における対象金利の引下げなどの改善を行った上で制度の再開を図ること。
5. ゴルフ場利用税(交付金)は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策

など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから現行制度を存続・堅持すること。

6. 医療機関が購入する医療機器や薬剤等については消費税が課税されているが、診療報酬は非課税扱いとなっていることから、医療機関の損税負担となっている現状を改善すること。
7. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規程等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能となるよう地方自治法を改正すること。
8. 社会保障・税番号制度の確実な運用のため情報提供ネットワークシステムの継続的なセキュリティの確保など厳格な個人情報保護対策を講じるとともに、システム改修等の経費についても必要な財政措置及び地域の意見を踏まえた制度活用や中小企業・小規模事業者等の更なる負担軽減を図ること。
9. 地域経済循環創造事業交付金の地方負担について、平成 27 年度までと同様に国においての 100% の支援と補助額の上限を増額すること。
10. 地域手当については、国の支給基準が各地域の実情を必ずしも踏まえられていないことをはじめ同手当の支給格差が給料の差となるため、非支給地においては、職員の新規採用において優秀な人材確保に多かれ少なかれ影響があることが否めず、自治体運営・地方創生を推進する上でも大きな課題となっている。現行の地域手当の制度は東京一極集中から脱却し地方創生を推進しようとする国の方針に逆行する制度であると考えられるため、生活圈や経済圏などの地域の結びつきの度合いや一体性等を考慮した、より広域な枠組み、例えば、都道府県単位で同率の支給率とするなど早急な検討を行うこと。
11. 過疎地域自立促進特別措置法について過疎地域の継続的な財政支援を確立するため、更なる期限延長の実施又は時限措置の恒久化を行うこと。また、過疎指定団体の増加に伴い、過疎対策事業債の予算総額を増額すること。
12. 防災拠点となる庁舎の建替えについて新たな交付金制度の創設等、地方財政への支援拡充を行うこと。特に、公共施設等適正管理推進事業債について、交付税措置率の引上げなど財政支援の拡充及び事業期間の延長を行うこと。
13. 個人番号カードの電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）について、有効期間を個人番号カードと同じ 10 回目の誕生日とすること。また、暗号の危殆化を理由に不可能な場合は、電子証明書の更新及び電子証明書の復活登録に際し、マイナポータル経由及びコンビニなどのキオスク端末等経由での手続きを可能とすることや、有効期間を自動更新することなど法改正及びシステム整備を図ること。

議案第 2 号 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

(近畿)

1. 医療保険制度の改革に当たっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において全ての国民を対象とする制度への一本化を図ること。

なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設け、保険者及び被保険者への速やかな情報提供を行うなど、自治体の負担軽減に十分配慮すること。また、国民健康保険の都道府県単位化により国保の財政運営の仕組みが変わることに伴い保険料負担が上昇する場合における激変緩和措置についても、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じること。

2. 国民健康保険制度の新たな制度下において次の措置を講じること。

(1) 制度改正に当たっては、政令改正等の早期周知とシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないように、実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。

(2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成 30 年度からの廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。さらに、こうした市町村単独事業の重要性や必要性に鑑み、全国一律の制度として早期に国において制度化するとともに、制度化実現までの間、十分な財政措置を講じること。

(3) 非自発的失業者の国民健康保険料軽減措置において、一部算定外とされている保険料減額分についても、国の施策として全額財源措置を講じること。

(4) 保険基盤安定制度の更なる充実・強化を図るなど中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。

(5) 特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に見直すとともに、平成 31 年 10 月からの消費税率引上げ分についても基準単価に反映すること。また、市町村が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えること。

(6) 療養費（柔道整復、針きゅう、マッサージ）の不正請求防止対策を講じるとともに、施術者の資格取得の厳格化を図ること。

(7) 高額医療費を要する疾病患者の多くが国民健康保険に偏在し、保険財政の大きな負担となっていることから、更なる財政措置を図ること。

(8) 国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、国保財政安定化支援事業の恒久化を図るよう、必要な財源を措置すること。

(9) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成 30 年度以降も国費 3,400 億円の追加投入を確実に継続するとともに、保険者に過度の負担が生じないように保険者の意見を十分聴取すること。また、医療費の増加に確実に対応できるよう、定率負担金等、新たな公費の投入など国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

(10) 国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の算定については、保険者に帰責事由がない場合、公平性の観点から市民税と同じく算定の始期を還付申告がなされた日の翌日から一月を経過する日の翌日となるよう法改正等の改善を図ること。

(11) 市町村の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げ及び算定方法の見直しなどの財政基盤の拡充・強化について、実効性のある措置を講じること。さらに、国民健康保険法に負担割合が明示されている府県支出金について、国の責任において負担割合を引き上げること。

3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

- (1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、国の責任において、保険料を抑制するための十分な財政措置を講じるとともに、医療費の地域格差を勘案した保険料率の特例措置の代替支援策を講じること。
 - (2) 後期高齢者医療制度について、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、制度改正に係るシステム構築・改修等に対して十分な財政措置を講じること。
 - (3) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者に過度の負担とならないよう十分な配慮を行うこと。また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期周知するとともに、十分な財政措置を講じること。
4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
- (1) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財政措置を講じること。また、平成 27 年度から保険料の低所得者軽減が段階的に拡大されたが、なお一層低所得者対策を強化するとともに、介護保険サービス利用料についても、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。さらに、第 1 号被保険者の保険料の負担割合の見直しを図ること。
 - (2) 介護保険制度における第 1 号被保険者の保険料や高額介護サービス費の負担上限額の算定方法については、世帯概念を用いている賦課方式を改め、本人又は本人と配偶者の所得や課税状況等のみを基準とした方式に改めること。
 - (3) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保できるよう必要に応じ改善策を講じること。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について地域の実情に応じた介護報酬単価の見直しを行うこと。
 - (4) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。
 - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう国の責任において確実な措置を講じること。
 - (6) 一億総活躍社会の実現に向けた、介護離職者・特養待機者の解消に向けた取組として 2020 年代初頭までに約 12 万人分増の介護サービス基盤の整備が従来の計画より前倒し、上乘せで進められているが、国の責任として十分な財政措置を講じること。
 - (7) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。
 - (8) 入所系施設の充足度の高い市町村（保険者）の介護保険料上昇の是正措置をすること。
5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において財源を確保すること。また、おたふくかぜ、ロタウィルスワクチンの接種を定期予防接種として位置付け、成人用肺炎球菌ワクチンについては、65 歳以上全員を接種対象とすること。さらに、医師の確保・混合ワクチンの開発・住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、委託単価算出のための指針を示すこと。
- 風しんの蔓延や妊婦の風しんり患による胎児への影響を防止するため、成人に対する予防接種対策の充実を図り、財政支援を講じるとともに、感染症対策特別促進事業（結核対策特別促進事業）について補助申請額全額を確保すること。
6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置と未受診者の解消及び産後の健康管理費等も含む検査内容の拡大を図るとともに、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症に

ついて、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。

7. がん対策の一層の充実を図り早世予防につなげるため、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業及び新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。さらに、受診率などの報告の際、対象者が全国的に統一されていない中で比較評価されているため、対象者の抽出方法を統一するとともに、職場等でのがん検診の受診歴を自治体で把握できる仕組みを構築すること。
8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について無料化を含む助成制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と対象年齢の拡大を図ること。
9. 国内の均衡ある医療提供体制の確保について、医師を適正配置する仕組みを国の責務として構築するとともに、医師確保が困難な地域に対しては、都道府県域を超えた需給調整システムや医師派遣体制等も含め、地域の実情を考慮した実効ある施策を緊急に展開すること。併せて、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。また、自治体が行っている公的病院への助成に関する特別交付税措置について、特別交付税ではなく、安定した財政支援制度を創設すること。
10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進について、円滑かつ安定的に実施できるよう国の責任において母子保健事業における財源確保を行い、補助拡大等の措置を講じること。また、全国展開により不足している助産師、保健師等の専門職の人材確保についても十分な措置を講じること。

議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

(近畿)

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 児童手当について、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取組が行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
 - (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うとともに、児童扶養手当と障害基礎年金の併給が可能となるよう福祉施策の充実を図ること。また、受給者が障害年金を遡及して受給した場合、既に支給した児童扶養手当と障害年金額との調整支給ができるよう規定整備を図ること。
 - (3) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じるとともに、民間保育所の保育士等の処遇改善のため、施策の充実を図ること。児童養護施設等については、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際には、一定の経過措置を設けること。また、次世代育成支援対策施設整備交付金を増額すること。
 - (4) 学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化する中、通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善加配の一部については、平成29年度から基礎定数化され、計画的な配置が可能になる一方、少子化の影響も受けやすくなることから、引き続き加配定数をはじめとする教職員定数の戦略的充実、きめ細かい対応や教育水準向上、貧困による教育格差の解消など学校現場が抱える喫緊の課題に対応するための教職員の配置について一層の措置を講じること。同時に、小・中学校における特別支援学級の編制基準の引下げと、それに伴う教職員定数の改善及び特別支援教育支援員の増員、スクールカウンセラーの充実を行うとともに、LD、ADHD、広汎性発達障害等に対するソーシャルスキル等の専門的な教育的支援や学習を保障するための教職員等の配置、また、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケアのための看護師配置事業）の十分な予算確保や補助率の拡大等を図ること。さらに、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置（特別支援学校においては複数配置）を図ること。また、小学校2年生35人学級の法制化又は実施に必要な加配措置を図るなど、学級編制基準の見直しについて一層の措置を講じるとともに、平成32年度からの小学校英語の教科化やアクティブラーニング等の授業改善、新学習指導要領への対応についてもALT増員への財政支援を含め一層の措置を講じること。
 - (5) 子ども・子育て支援新制度について、認可保育所及び認定こども園への施設整備費や運営費について十分な措置を講じるとともに、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び財政措置を講じること。また、公立認定こども園、公立保育所の耐震化などの施設整備補助金を創設すること。さらに、利用者の利便性向上のため保育時間の区分に係る制度改正の検討を行うこと。
 - (6) ICT教育の環境整備のため「ICT教育設備整備等補助金」を創設すること。
 - (7) 子どもを産み育てやすい環境を整え、少子化に歯止めをかけることが喫緊の国家的課題であることを踏まえ、質の高い幼児教育・保育を全ての子どもに保障する幼児教育等無償化の早期実現を図るとともに、消費税率引上げによる増収分を財源として実施される無償化については、自治体に負担を生じさせることなく、国の責任において財源を確保の上、着実に推進すること。また、更なる保育需要が見込まれることから、待機児童解消に向けて、施設整備をはじめ、保育の人材確保や処

遇改善、幼児教育・保育の質の向上策について、恒久的な措置を講じること。さらに、無償化の実施方法、財源確保策及び費用負担について早期に明示すること。

(8) 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的な対策の充実を図ること。

2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。

(1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、食事提供体制加算の恒久化を含め報酬額の水準確保を図るとともに、福祉サービスの支給量の上限を定めること。また、グループホームをはじめとした障害者福祉サービスの基盤整備に係る適正な財政措置を講じるとともに、既存住宅の障害者グループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、計画相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じるとともに、サービス等利用計画については、案の有無を支給決定の要件としないこと。なお、市町村長が行っている計画相談支援事業所（特定相談支援事業者）の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。

(2) 自立支援給付事業及び地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の負担増にならないよう、また、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう自治体間での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。さらに、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付事業に含め義務的経費として財源を確保すること。

(3) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス・航空運賃等割引制度の適用を図ること。また、補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情に合った基準とするとともに、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児補聴器購入及び人工内耳の修理、買替えについても、補装具費の支給制度において対応すること。さらに、日常生活自立支援事業の充実・強化を行うとともに、精神障害者相談員制度を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定して創設すること。

(4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。

(5) 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。

(6) 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

(7) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。

(8) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を都道府県が設置するよう措置を講じること。

(9) 手話言語法を制定すること。

3. 生活保護制度の抜本改革について、次のとおり特段の措置を講じること。

(1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正実施推進事業）について、国の責任において全額国庫負担とすること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。

- (2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、人件費及び訪問に必要な経費を含む経費を全額国が負担すること。
 - (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、査察指導員の人件費補助や報告書類の簡素化及び生活保護システム・レセプト管理システムのオンライン化に伴うシステム全般の経費も補助対象とすること。
 - (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。
 - (5) 生活保護受給者が高齢化等により成年後見制度を利用する場合の後見人への報酬に対する扶助を新設すること。
4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は自治体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
5. 援護法関係に係る特別給付金や特別弔慰金等の給付について、国の通知等に基づいた円滑な事務が実施できるよう十分な財政措置及び体制整備を講じること。
6. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。
7. 修学支援について、日本学生支援機構における無利子貸付（第1種奨学金）の対象拡大を図るとともに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援や給付型の奨学金制度の拡充、無利子奨学金の事業費の増額等、奨学金事業の更なる充実を図ること。

議案第4号 都市基盤の整備促進等について

(近畿)

1. 地域の活性化を図り、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
 - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備に当たっては、沿接未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かしたプロジェクトの実施を行うなど、地域の実情等を十分に勘案し、必要な財政措置を講じ早期に完成させるとともに、国の直轄権限事業推進のため自治体を実施する地籍調査事業への支援のための制度の拡充及び必要な予算を確保すること。また、地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化、及び維持可能なネットワークを形成するため、地域の実情に応じた新しい交通システムの導入に向け、必要な制度を構築すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備については、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案し、長期安定的に道路整備が進められるよう道路関係予算の総額を確保するとともに、新たな財源の創設を図ること。
 - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進及び新駅設置に伴うアクセス路線等の整備に対する財政措置。
 - (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
 - (4) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう復興関連予算は通常予算と別枠とし、道路整備財源を安定的に確保するとともに、新たな財源の創設を図ること。また、地域の活性化と発展のため、重要な社会基盤である地域のバス路線及びコミュニティバス（地域巡回バス）や地域鉄道（第三セクター鉄道）を安定的に維持させるため、補助金制度の拡充と継続及び安定的な財源確保を図ること。
3. 近畿圏と隣接する圏域との交流を促進するため、全国相互利用サービスが可能となった交通系ICカードについて、事業者エリア間におけるまたぎ利用ができるよう、JR各社に働き掛けること。
4. 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）について、耕作放棄地の有効活用及び農村地区への産業の立地・導入を促進するための手法の一つとして、農村産業法の更なる活用が図れるよう、対象地域の要件を緩和すること。
5. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。
6. 下水道の普及拡大、整備促進や更なる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。また、未普及地域の整備を促進するため、対象事業範囲を拡大し、補助率を引き上げるとともに、必要な事業費を確保すること。
 - (2) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置の拡充及び助成要件の緩和を図ること。
 - (3) 近年、大型台風による雨水不明水が原因の汚水溢水被害が頻発していることから、自治体により実効性のある下水道事業の不明水対策が推進されるよう、社会資本整備総合交付金の補助制度を拡充し、自治体を実施する不明水に関する調査及び下水道処理施設や管路等の改修を補助対象とすること。
 - (4) 小規模施設（コミュニティプラント施設）における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を図ること。

7. 公共下水道の敷設や私道の公道化について、事業の妨げとなる事例について、法整備あるいは特別措置等により事業推進可能となるよう、方策を検討すること。
8. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化等について、補助率の引上げなど十分な財政措置を講じるとともに、補助対象事業の条件緩和や拡充、企業債発行における公的資金枠の確保と大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。また、経営統合後の上水道事業における高料金対策に要する経費に対する繰出金について、基準となる資本費・給水原価など適切に算定するとともに、簡易水道を統合し、上水道事業となった団体において、特別交付税ではなく普通交付税での算入とし、統合後の激変緩和措置について算出要領を策定すること。併せて、統合した区域に対し、発行した地方債について、簡易水道事業債に相当する交付税措置の適用や過疎対策事業債の対象とすること。さらに、水道事業の経営健全化のため、生活基盤施設耐震化等交付金及び水道施設耐震化等事業について、国予算の十分な確保及び採択基準の撤廃や交付率の引上げを図るとともに、起債の借換制度の条件緩和を図ること。また、将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。
9. 公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、揚水規制、水質管理の徹底など行政指導が行えるよう法整備を図るとともに、専用水道の設置者及び利用者に対する負担制度の創設など、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
10. 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金に係る納付金について、基本計画の変更により建設事業費が増嵩し、自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担額の軽減を図ること。また、集団移転等対象地域の多大な犠牲を払ったにも関わらず、国の政策転換などによりダム建設事業の中止が決定され、地元をはじめ流域自治体に大きな混乱を招いた場合、事業主体である国は、ダム事業の補償としての地域振興策や中止に伴う代替事業としての治水・瀬切れ対策等の実施について、現行制度にとらわれることなく国の責任においてスピード感を持って適切かつ誠意ある対応を講じるとともに、ダム建設事業の中止に伴い地域整備協議会で取りまとめられている実施計画についても、地域住民の意向に沿って確実に実施すること。
11. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
12. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、自治体が真に必要なとする道路・下水道施設の整備、更新等における都市基盤整備や災害対策を計画的かつ効率的に実施するなど、地方創生を着実に進めるため、対象事業の拡大と十分な財政措置を講じるとともに、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し確実に財源を確保し、恒久的な制度とすること。
13. 大都市圏からの大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費に対する助成制度を創設すること。
14. 社会体育施設の改修等に係る財政支援措置を拡大すること。
15. 無電柱化の推進が図れるよう、市町村の負担を軽減するための総合的かつ積極的な支援を図ること。

議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

(近畿)

1. 東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、防災・減災対策について、ハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 日本海側及び太平洋側における地震及び津波に関する被害想定調査を早急を実施するとともに、日本海地震・津波プロジェクトの早期完了を図り、自治体の行う津波災害対策に財政支援を講じること。また、国土強靱化を目的としたエネルギーセキュリティ・インフラ向上のため、日本海と太平洋側を結ぶ「広域ガスパイプライン」の整備について、国が主導的な役割を発揮するとともに、都市間幹線パイプラインインフラ整備のため必要とする有望なLNG受入基地については、国レベルの整備計画として位置付けること。
- (2) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
- (3) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。また、公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図るとともに、エレベーター設置事業やトイレ及びブロック塀改修等に係る学校施設環境改善事業について、財政支援の拡充と事業計画の推進に十分な予算の確保を図ること。さらに、公立保育所の耐震化について補助制度を創設すること。また、バリアフリー化や既存のごみ焼却炉の撤去等、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、児童生徒の安全を守る立場から必要な財政支援を行うこと。
- (4) 地震及び津波の被害を確実に防ぐため、防潮(波)堤並びに防潮水門について、計画期間内 できるだけ早急な整備等や老朽化した井堰及び護岸の整備・全面改築のための財政措置を講じるとともに、津波から逃げ切るためのソフト面の対策についても講じること。
- (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨による河川等の氾濫、洪水から住民を守るため、河川整備基本方針を見直すとともに抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備を促進し、堰堤築造対策などの砂防事業・治山事業・総合治水対策への財政措置の拡充や採択要件の緩和、民間事業者への税制上の優遇措置の要件緩和を図ること。さらに、土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業への支援の拡充、土砂災害特別警戒区域におけるハード対策の計画的な実施、区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度の拡充及び区域外の農地に居宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和など、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。また、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。
- (7) 緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業の拡充を図るとともに、総枠を増額すること。
- (8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団への支援として適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備充実、機動力強化等に関わる具体的な財政措置を講じること。

2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 原子力発電所については、原子力規制委員会による新規制基準による審査が逐次行われ、再稼働に向けた準備が進められて既に再稼働に至っている原子力発電所もあるが、国において自治体の地域防災計画の実効性について、早期に検証を行い災害発生時の対応がよりの確に行われるよう支援

するとともに、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。

- (2) 「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)における住民の避難先や避難に必要な車両及び各種交通手段の確保と避難経路となる主要幹線道路や港湾施設等のインフラ整備による避難対策、モニタリングカーの追加配備等によるモニタリング体制の強化、避難退域時検査場所の整備や確保、通報体制等の整備など、原子力防災対策には国が主体となって取り組み、併せて最大限の支援措置を講じるとともに、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。特に原子力防護資機材については、必要数確保に未だ至っていないことから、早急に適切な財源対策を講じること。さらに、広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に即応的な態勢が図れるよう、TV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。また、原子力発電所に近接する自治体においても、原子力防災対策には多大な負担となることから、適切な財源対策を講じること。なお現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
- (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方策を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること。
- (4) UPZ 圏外であっても、UPZ 圏内の自治体と同様または準じた地域防災計画を策定している自治体については、UPZ 圏内に準じた措置を講じるとともに、原子力災害事前対策をはじめ応急対策、中長期対策などについて、自治体への支援に係る必要な内容を追加すること。また、UPZ 圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。
- (5) 地域の実情を踏まえた UPZ 圏内における安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ確かな配布体制を確立すること。
- (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などのインフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。
- (7) 再稼働に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。PAZ 区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に法令上の「同意権」を付与すること。

3. 電力の安定供給確保及び再生可能エネルギーの利用拡大について、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。
- (2) 太陽光発電をはじめ地域特性・資源を活用した一般家庭対象の全ての再生可能エネルギーについて、その設備導入に係る補助制度の創設を図るとともに、再生可能エネルギー導入に必要な技術開発及び蓄電システムの普及促進、並びに機器導入に伴う十分な財政措置を講じること。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度について、地域の地理的・環境的状况を勘案し、調達価格・調達期間を定めること。さらに、自治体が行う地産地消型の再生可能エネルギー普及促進事業及び省エネ改修に対し、財政支援を行うこと。
- (3) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設するとともに、バイオガス発電

- について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。
- (4) 新たな国内エネルギーとして注目されているメタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
4. 平成 25 年の台風 18 号、平成 26 年 8 月豪雨及び平成 29 年台風 21 号を踏まえ、由良川全流域の堤防未整備区間の整備及び小規模河川等の内水対策（河道掘削・排水ポンプ設置・排水ポンプ車増車・排水機場整備など）について、早期の対応・支援を行うこと。また、台風 18 号では桂川や宇治川・木津川流域及びその他河川においても甚大な被害が生じており、各市が行う生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うとともに、これら河川の溢水・氾濫防止について、堤防整備・河道掘削及び小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。
5. 防災・安全交付金の準用河川に対する総合流域防災事業（準用河川改修事業）の総事業費の上限緩和及び地震・高潮対策河川事業の対象河川の拡充を図ること。

議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

(近畿)

1. 地球温暖化並びに地球環境問題への対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
 - (1) 温室効果ガス排出量削減に向けた具体的方策を示すこと。特に、自治体が行う省エネ改修に対する財政支援をはじめ、次世代自動車の普及促進を図るため、既存のガソリンスタンドにエコステーションを併設する際の規制緩和及び新たな財政措置を講じること。
 - (2) 国土保全・水源涵養・温暖化防止・景観形成など森林が持つ多面的機能を維持するための財源を確保するとともに、里山の保全機能を維持するための竹林の整備・活用に係る支援措置を行うこと。また、林業の担い手の育成や雇用対策など山村地域の支援とともに木材供給の安定等により産業基盤強化と地域活性化を図り、さらにCO₂吸収源対策として健全な森林整備を推進するため、緑の雇用事業の継続と積極的な財政措置を講じるとともに、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する財政支援を行うこと。
 - (3) バイオディーゼル燃料利用車へのメーカー保証措置及び燃料供給施設の整備促進を図るとともに、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の免税措置を講じること。
 - (4) 電力及びガス小売全面自由化に伴い、地域の温室効果ガス排出量の推計に必要な電気及びガスの部門別販売電力量のデータの入手がこれまで以上に困難、複雑になることが予想されることから、電気事業者及びガス事業者に対し、排出量の算出に必要なデータを自治体に提供するように指導を行うこと。
 - (5) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、「PM2.5に関する総合的な取組」に基づく精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律で周知制度が運用されるよう、迅速に整備すること。また、地球環境問題については、国家間の協議のみでなく、自治体が行う他国友好都市などとの連携・協力の取組に対しても、必要な支援を行うこと。
2. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取組の推進を図ること。
3. 高齢化や過疎化等により地域の活動主体が減少し、「水源の里」(限界集落)においては、生活インフラ等の機能や地域コミュニティそのものを維持することが最優先の課題となっていることから、これら地域課題に即した支援・対策や積極的な財政措置を講じること。
4. 地方における観光産業の振興に向けて、外国人観光客の受入れに伴うクルーズ客船の受入れや人手不足への対応など観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
5. 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた自治体の取組を支援すること。また、企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地の造成や整備、さらに、アクセス整備や誘致企業に対する助成等の財政負担に対して支援の充実を図ること。
6. 中小零細企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するとともに、円安による輸入原材料等のコスト高に対応するため、金融対策の維持・拡充及び弾力的運用を図ること。また、企業自身の能力や地域資源を活用し、独自の事業発展、強化を目的とした人的・財政的支援を含む包括的な支援制度を創設するとともに、自治体の事業誘致・企業誘致への支援措置の拡充を図ること。とりわけ、平成26年6月に施行された「小規模企業振興基本法」の趣旨及びその置かれている状況に鑑み、小規模企業への支援策の拡充を講じること。また、消費税が平成31年10月に10%に引き上げられることが予定される中、景気対策となるインフラ整備を優先かつ計画的に取り組み、

増税後に不況が生じることのないよう対策を実施すること。

7. 有害鳥獣による農作物被害について、鳥獣被害防止総合対策事業補助金（緊急捕獲活動支援事業）に係る予算の確保を含め、引き続き捕獲及び防除対策に十分な財政措置を講じること。また、有害鳥獣捕獲を行う猟銃保持者の技能向上のため、射撃場の確保を図ること。
8. 強風や豪雨による自然災害が原因で、桃のせん孔細菌病が多発し、収穫期を迎えた果実に甚大な被害を及ぼすことから、特効農薬と耐病性のある品種の早期育成について、積極的に開発するなど対策を講じること。
9. 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、更なる罰則強化等を行うとともに、請求時に職務上の疎明資料等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。
10. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。
11. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。また、施設の解体工事については、多くの自治体が新施設稼働後に既存施設を解体撤去しているため交付対象とならないことから、全ての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。さらに、海岸漂着ごみ（台風災害等を含む）の回収・処理及び処理施設整備についても、必要な財政措置を講じること。
12. 「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用について、販売時費用回収方式（前払式）または製品価格上乗せ（内部化）を実施すること。
13. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
14. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、地方消費者行政推進交付金事業を自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置とすること。
15. 地域活性化に向けた道路整備及び橋梁・道路等の老朽化対策として、橋梁の修繕・架替工事及び橋梁以外の道路構造物の修繕工事が円滑に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の財源の安定的な確保など、国における各種支援及び点検を外部委託する費用を含めて国において必要な支援及び財源の確保や点検コストの削減措置を図ること。また、公共施設の老朽化対策として、公共施設等総合管理計画に基づく除却の実施に対しては、財政支援の更なる拡充と技術的な支援を図り、国庫補助金制度を活用した施設等を処分する場合は、国庫補助金の返納を不要とするとともに、集約化・複合化及び市町村役場機能緊急保全事業に係る公共施設等適正管理推進事業等についても、更なる財政支援を講じること。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による波及効果は、地方にとっては大いに期待するところであり、地方創生を進める観点等からも、既存の公立スポーツ・文化施設等の大規模改修工事に対する財政措置を図るとともに、スポーツ施設の機能強化に係る支援制度を創設すること。また、大会終了後においても、更なる地方の発展の起爆剤として、国際博覧会の誘致が進められる中、引き続き日本の魅力を発信し、外国人観光客の地方訪問を促進させるため、地域資源の活用や関連施設整備に対し、財政措置を創設すること。さら

に、学校施設の老朽化対策及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備に係る費用について、財政支援の充実を図るとともに、長寿命化改良事業について、補助対象事業費の下限額を引き下げること。加えて、学校施設の教室への空調設備導入に関し、学校施設環境改善交付金の補助率等の引上げによる財政措置の拡充及び事業採択の優先を図ること。

16. 老朽化土地改良施設（ゴム堰）の改修について、採択要件が緩和され、受益者負担がより小さい補助事業を創設すること。

17. 受動喫煙防止対策を強化・推進するため、各自治体が路上喫煙や歩行喫煙を禁止する条例を制定し、独自の基準に基づいて認証・掲示している禁煙施設等表示について、認証基準やデザインを全国で統一し、誰もが一目で認知できるようにすること。